

令和6年 第12回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月24日（火）午後2時35分から午後3時53分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	大芦 宏
委員	2番	川田恒夫
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (1人)

委員	1番	新井 勉
----	----	------

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋利彰
参事	佐瀬浩幸
農地調整係	係長 荻原美江
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事補 柿沼誠一郎
	主事補 島田佳汰

## 7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和6年第12回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会開催に先立ちまして、11月26日に他界されました石田光委員のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷を捧げたいと思います。

皆様、ご起立ください。

黙祷

(1分間の黙祷)

黙祷を終わります。ご着席ください。

議長

開会に先立ち、本日の出席委員数を報告してもらいます。事務局長。

事務局長

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号1番 新井勉委員の1名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は14名でございます。

議長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第12回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 石澤和枝委員、議席番号13番 立川幸一委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

まず、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

3条799番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しています。主な経営作物は、米・野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は210日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条800番 売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地ま

での距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台を所有しています。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条801番 売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台、トラクター1台、管理機1台、マルチ張機1台を所有しています。主な経営作物は、野菜・果樹となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は240日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条802番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は1km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台を所有しています。主な経営作物は、米となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は545日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条803番 贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は1km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しています。主な経営作物は、野菜・米となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条801番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条801番について、審査会班長をお願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

12月17日に、6名が出席して審査会を行いました。

3条801番について報告します。本申請につきましては、売買による所有権の移転1筆の申請になります。申請人は、ご両親とのんびりと田舎暮らしをしたいと移住を考えており、古い家付きの申請地にて農業をするため、今回の農地を取得する予定となっております。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、農作業経験のある父親と一緒に野菜等を作る予定となっております。作付計画としましては、野菜・果樹の栽培を行い、自家消費する予定となっております。以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

以上で審査会の結果の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年12月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第2号 4条171番について、調査班をお願いします。

調査班

4条171番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。

これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年12月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第3号 5条1128番から5条1138番について、調査班お願いします。

調査班

5条1128番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1129番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1130番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1131番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1132番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われれます。

5条1133番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地する

ことができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1134番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地のため、許可の基準は原則不許可です。立地基準は、一時的な利用に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1135番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できます。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1136番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1137番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1138番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(中島 福一委員 挙手)

中島委員どうぞ。

8 番  
中島委員

報告書の農地区分の第2種農地の右側の四角の中に、周辺の他の土地に立地することができる場合、代替地がある場合は不許可。ただし第1種農地の例外許可事由に該当する場合は許可することができると思いますが、これは第2種農地の規定ではないのではないですか。

議 長

事務局、お願いします。

事務局

第2種農地よりも制限が厳しい第1種農地の不許可の例外事由が該当する場合には、そのことを立地基準の根拠として記載しております。集落接続や農業用施設などが該当いたします。第1種農地の不許可の例外事由が該当しない場合には、周辺に利用可能な土地がないか検討したかったことを示していただいて、代替地なしと記載しております。

議 長

他に質疑はありませんか。

(澁江 修身委員 挙手)

澁江委員どうぞ。

1 4 番  
澁江委員

参考としてお聞きしたいのですが、5条1134番の砂利採取の一時転用の件ですが、これだけの面積をとるわけですが、何メートルまで掘り下げて良いのか、お聞きしたい。

議 長

事務局、お願いします。

事務局

今回の砂利採取の申請されている深さとしては、断面図をつけていただいておりますが、砂利がよく取れる地層として、約5メートル程度です。

(澁江 修身委員 挙手)

議長

澁江委員どうぞ。

1 4 番  
澁江委員

5メートルという基準をどこで調査するのですか。その深さで済むのでしょうか。

議 長

事務局、お願いします。

事務局

地層の調査に関しては、国だと思っておりますが、日本各地の地層がどうなっているという地図を公開しております、それをもとに今回の申請地の砂利が採取できる状況を判断しているようです。また、以前にこの対岸の場所で砂利採取を行った実績があるようで、そのときと同様に採取できると見込んでいるようです。

また、採取事業の監視については、県で委託している陸砂利採石監視員という方が毎週のように見回っています。深さとか面積とか、どのような材料で埋め戻しているか、県の管轄ですが対応をしております。

議 長

砂利を売るのでしょうけれども、いくらくらいで売るかわかりますか。

事務局

砂利の販売価格ですが、借主に伺いましたが教えていただけませんでした。

議 長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第3号の1134番については、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取を行うこととし、1134番以外については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局に議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和6年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号 非農地545番から547番について、調査班をお願いします。

調査班

非農地545番について報告いたします。願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地546番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地547番について報告いたします。願出地の周囲に農地はありますが、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案第5号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼が

ありましたので、意見を求めます。

令和6年12月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

利用権設定関係の4番について、議席番号14番 澁江修身委員が、議事参与の制限に該当します。

4番について審議します。

澁江修身委員の退室をお願いします。

(澁江委員 退室 15:45)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の4番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員(挙手多数)であります。

よって議案第4号利用権設定関係の4番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

澁江修身委員の入室をお願いします。

(澁江委員 入室 15:46)

次に利用権設定関係の26番について、議席番号12番 小久保勝委員が、議事参与の制限に該当します。

26番について審議します。

小久保勝委員の退室をお願いします。

(小久保委員 退室 15:46)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の26番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第4号利用権設定関係の26番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

小久保勝委員の入室をお願いします。

(小久保委員 入室 15:47)

次に、利用権設定関係の4番と26番以外の案件及び、所有権移転関係について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の4番と26番以外の案件及び、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第5号利用権設定関係の4番と26番以外の案件及び、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案第6号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和6年第12回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後3時53分閉会